

國政研究會

蘭領印度の政治機構略説

日蘭會商之日本糖業

昭和九年



A vertical ruler scale from 0 to 20 cm. The numbers are black, except for the number 2 which is red. The scale has major markings every 1 cm and minor markings every 0.5 mm.

國政研究會

蘭領印度の政治機構略説

6382

注意事項

- 資料は大切に扱いましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話(0272) ⑧3008番

昭和九年八月二十日

一、蘭領東印度統治史

蘭領印度の統治は一五九六年和蘭人蘭領印度に到着し、一六〇二年東印度會社を設立せりに始る。東印度會社は和蘭議會より東印度諸島に於ける通商独占権を特許せられ貿易に從事した。當時同社は和蘭に於ける十七名の重役よりなる重役會之を指揮し東印度に總督を置き會社の事業を總攬したのであるが、葡西、英人と戰ひ之を驅逐し、或は又士候間の抗争を利用して遂に蘭印の大部分を和蘭の領土となした。

而して一七九五年和蘭は佛國に合併せられ一七九八年東印度會社は本國に於ける政變其他の事情により解散せられ東印度に於ける會社の所領はために和蘭政府の直轄領となつた。その後一八一一年蘭印は英國に征略せられたのであるが一八一四年八月の倫敦條約により蘭領は再び和蘭に返還せられ、今日に至つた。

二、和蘭本國と蘭領印度との關係

蘭領印度の統治権は一八一四年の憲法を以て和蘭皇帝の独裁することを規定し立法権も亦皇帝の親裁する所であつて、和蘭議會は植民地關係に於ては全く何等の権をも附與せられてゐないものである。従つて蘭領印度は恰も皇帝の私有領地の如き觀る所であつた。然るに一八四〇年憲法の改正に當り植民地に関する條項追加され、爾後皇帝は毎年通常議會の開會に際し植民地に於ける歳入歳出状態に關し報告をなすべきこと、及右歳入残額を本國の爲めに使用する場合は法律を以て之を規定すべきことを定めた。次いで一八四八年更に憲法の大改正をなし從來皇帝の親裁に屬せる立法権、及財政権は議會の権限に移譲し、又蘭領統治に關する政策大綱及貨幣制度は法律を以て定め、その他重要事項は必要に應じ法律に規定することとなし、皇帝は從つて植民地に關する一般事情を毎年議會に報告することとなつた。その後蘭領印度統治法が一八五四年議會を通過し一八五五年施行せられた。

られた。然るに未だ蘭印は本國に從属してゐたのであるが、一九〇三年歳入剩余政策は廃止せられ一九一三年始めて完全なる財政的独立に到達した。更に和蘭本國は蘭印に自治権を漸次付與する方針を以て一九一八年に國民参議會を設けこれに或程度の立法権を認めた。然るに右は總督に依つて少からず制限されると共に最終的立法権は本國議會及皇帝に專属するものである。左は對外關係、その他特殊事情は未だ本國に屬してゐる。

三、行政組織

1) 中央政府

最高機關として總督あり、總督の諮詢機關として蘭領東印度評議會、立法機關として國民參議會がある。また總督の專屬機關として總務部あり、これは行政各部及一般外部と總督との中間連絡機關であつて總務長官は恰も内閣總理大臣と書記官長とを兼任するが如き地位にある。

行政機關としては

内務、司法、財政、文教、經濟、社會事業、官業の七者の他、陸、海

軍の二部を設ける。

(口) 地方行政

爪哇及マダラ

中部に於ける「ソロー」及「デヨリジヤ」の二大王領地は相当廣範圍の自治権を有しその他大部分の直轄地は西部爪哇、中部爪哇及東部爪哇の三州に分ち知事これを統治し、縣、郡、に分れて各洲はまた州議會を有する。

外領はこれを十八州に分ちこれは更に各縣郡に分れる。知事、又は理事がその統治にあたるが爪哇と異ニ處は直轄地に於ては、歐人行政と土人行政の二重がないことである。

四、總督

總督は皇帝之を親任し、蘭領印度に於て皇帝の名に於て皇帝を代表し統治の任に當る。

資格 满三十歳以上の和蘭臣民

任期 特別の規定ないが普通五年

職務權限

(1) 立法

蘭印内々士候との間の諸協約の締結

法律又は勅令の範圍内に於て總督府令、一般命令、其他規定の制定法律案其の他法規の提案

國民參議會の提案及決議等の承認又は拒否

(口) 行政

行政の首班として行政各部長官の職務權限を定む

一般官吏及陸庫將校の任免

蘭領印度陸海軍の統帥

官吏及軍人^ク俸給を定む

蘭領印度内外の安全を維持する爲戰時狀態又は戒嚴令^ク布告外國人^ク人口許可、追放、及公安に唐ある蘭領印度人にに対する住所指定

(八) 司法

高等法院の協議の上蘭領印度内に於ける裁判に於て判決せる刑罰に對する大赦、特赦及復權の付與

死刑は總督が特赦をなし得べき機會を與へた後^モ非らざれば之を施行することを得ず、

而して總督と本國植民大臣との關係は、前者は蘭印統治上皇帝に對して責任を負ひ植民相は本國に於て蘭印を代表し皇帝の命に依總督に訓令を發し、議會^ト對して責任を負ふことに於て兩者の相違がある。

五、蘭領印度評議會

議長へ必要と認する場合は總督之が議長たることを得、但し此の場合總督は「アドヴァアイス」すなすに止り衆決權^モない

副議長(皇帝親任)

議員 大名(皇帝親任)

從来四名にして三十歳以上^モ和蘭人に限つてみたが一九三〇年より土人も亦議員たり得るに至つて二名増加された。

任期は五ヶ年にして任期満了後直に再任することは出来ない。

權限

評議會は總督の諸問^ト應ずるの權限を有するに止^ム

而して左の事項に關しては必ず之に^モ諸問^トすることを要する

(1) 一般又は地方行政に關する訓令及規定

(2) 土候との間の諸協約及政治協定

(八) 戰爭又内亂の場合行政官憲の教り又は執りたる措置対策

(二) 重大なる特別措置

(木) 法令を以て定むる高官の任命

(ハ) 國民參議會に審議を命じたる提案及國民參議會に存したる報告

(ト) 國民參議會より總督に提出せる提案

なほ、總督は蘭領印度評議會の決議を承認し得ざる場合は皇帝にその決裁を仰ぐ、但し緊急の必要ある場合は總督は皇帝の決裁を俟たず臨機應变の措置を講ず。

蘭印評議會は總督に對し建議をなすことを得。

總督病氣又は他の事由に依り其住地に居らざる時は副議長は總督の政務を攝行す。

會議、蘭印評議會は少くとも一週一回(金曜日)會議を開く

六、國民參議會(一九一八年開設)

組織

議長(皇帝親任)

議員六十名

内土人三十名

和蘭人二十五名

和蘭人又は土人に非らざる外國人三名乃至五名

議員は任命議員と被選議員に分たる。選舉に依る議員は土人二十名と和蘭人十五名、外國人三名であつて其他は總督之を任命する。

任期四年

会期

國民參議會は豫め召集することなく毎年二回ベタビアに於て開會する。

第一會期 六月十五日——九月十五日

第二會期 一月十日——二月三十日

總督其必要を認むるか又は少くとも三分の一以上の議員より請求ありたるときは臨時議會を召集することを得、又緊急必要ある場合は追加豫算審議の為臨時議會を召集することを得

權限 諸法律その他の法令の提案

總督より提出せられた法律法令案の修正、法律及法令の決定に對しては國民參議會の協賛を必要とする。

一般予算及追加予算の決定並決算は國民參議會の協賛を必要とする。總督より提出せる提案を國民參議會が否決したる場合國民參議會は總督の要求に基き再審議をなす。

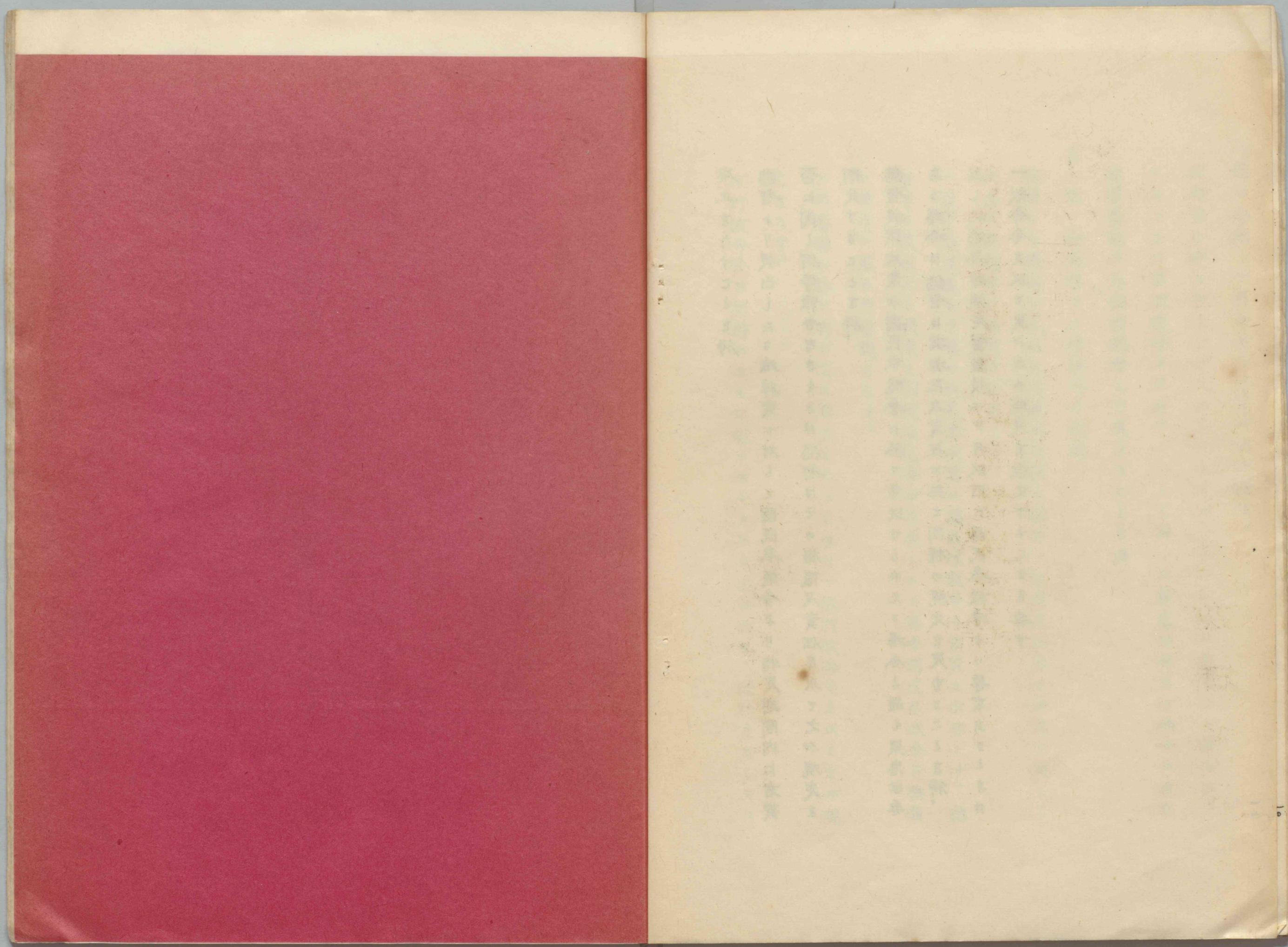
右再審議に於て再び之を否決したるときは一般行政命令を以て之が規定をなす。

右行政命令は何時にても正規の法令を以て之が改正、追加をなし又は

廃止をなすことを得

總督より提出したる法律案に對して國民參議會より指定期間内に右賛否に關し何等報告なきときは總督はその權限及責任を以て之が規定を制定することを得。

總督提案法案が國民參議會に於て否決せられたる場合と雖も緊急必要ある場合は總督は其權限及責任に於て同様の規定を定むることを得。但し此場合右規定實施後二ヶ月以内に國民參議會より要求あるときは一般命令を以て更に之が規定を改正することを要す



國政研究會

日蘭會商と日本糖業

昭和九年八月二十日

最近我國の輸出貿易は逐年増加し爲めに各國に於ける輸入防遏手段の深刻化を提してゐるが、蘭領印度に対する輸出は特に著しきもつがある。同國に対しては昭和三年迄は三千九百萬円の入超を見てゐたものが果然昭和四年より九百萬円の出超となり、昭和八年に至つてその出超額は益々増大し一億百七十七萬七千円に達するに至つた。これは主として日本商品が爲替安と生産條件の有良なる結果によるものであるが、斯くの如き事情が存續する時は蘭領印度に於ける産業は全く発達を阻止されることは勿論、和蘭本國唯一の独占市場たるべき蘭領印度が他國の市場として剝奪されるが如きは結局に於て本國の産業の滅亡を來すこととなるので、和蘭政府はその対策非常時輸入制限令を一九三三年十月より實施することとなつたのである。

この輸入制限令は商品別に輸入の總額を決定し、これを過去三年間に亘る輸入實績に依つて各國に割當てる制度であり、ビール、その他綿製品、

セメント等々就いて特に制限規定を設けて実施されてゐるのであるが、これをして多少の輸入減を計ることは出来るが、これは單に積極的産業保護政策であつて、蘭領印度の産業を般盛ならしめると積極的に輸出の増加を計らねばならぬ。然るに蘭領印度は和蘭政府統制の下に固く金本位制を持續せる結果、國內生産費は対外的に高價にあり、世界的に金本位制が實質的に消滅し、ペパー、マネーによる為替安の優先的地位を利用して各國の輸出増加を計り、ある折柄、蘭領印度のみは全く反対の現象を出現するに至つてゐるのである。從つて蘭領印度としては日本より多量の綿製品を年々輸入しこれに對して輸入制限を加へたる結果我國綿業者は著しく打撃を蒙るに至つてゐる窮境を利用するものが果然、日蘭會商の提唱をなし來つた。その目的は勿論日本側の輸入を増加せしめ、これに依つて一億円内外の片貿易の調整を計らうと言ふのである。

會商は六月七日より開催され目下大局論が議題に付されて蘭印の要求す

る片貿易の調節問題に迄入つてゐない。が何れ近く具体的討議に入ることは間違ひないことである。その際日本が五千萬円の輸入を一億円迄増加し曰蘭兩國輸出入の帳尻を合せることは全然不可能であり、又蘭印本國これを望んでもゐない様である。結局二、三千萬円程の増加を計れば足るとしてゐる。

然らば三千萬円の輸入を増加するにしても果して如何なる蘭印特產物を輸入するか、石油、砂糖、錫、キナ皮、採油用種子等々種々あるが、單に輸入の増加を計るだけでは何の意味もない。片貿易の調節が蘭印の産業の保護にある限り蘭領印度に最も裨益する産業の輸入品を増加することを蘭印は要望する。我國の側から言へば、石油の輸入を計れば二三千萬円程の輸入は容易に増加することが出来る。然るに蘭印に於ける石油業は所謂ローヤルダッチの独占企業になり、これが輸入を計つても直接蘭印の利益を齎さない。またローヤルダッチと米國石油會社たるスタンダードとの間に世界的市場

協定が成立してゐるゝで我國が蘭印の石油を特に増加し米油を減少することは不可能である。その他錫、キナ皮等の輸入を多少増加するにしても、我國に於ける生産額が限定されており、これを以て二、三千萬円の輸入増加を計ることは困難であり蘭印側も大して要望しない。

從つて結局曰蘭間の片貿易を調節するものは何であるかと言へば砂糖と言ふことになる。砂糖の輸入増加は直接蘭印の利益を齎すからである。何故なら蘭領印度の砂糖は対外的生産費高、又は後述するが如き事情に依つて最近著しく輸出減退し、政府は滯貨糖の處分に心痛してゐる。寧ろ斯くの如き事情を知るならば、曰蘭會商の提唱は蘭領印度滯貨糖の放散の爲めに特に見出された血路であると言ふて差支へない。處で蘭領印度の要求のまゝジヤワ糖の輸入を計ることは我國の糖業の實情からして果して可能であるかどうか、また何故蘭印は特にジヤワ糖の輸出増加を計りんとする事情にあるか、世界、ジヤワ、日本、の糖業を夫々述べてジヤワ糖輸入の可否を決しやう。

二

十八世紀の末葉独逸に於て甜菜糖の栽培が奨励されて以来、歐洲各國に於てこれに倣ひ、爲めに甘蔗糖の生産額は、急激に減少し、種々弊害をさへ招来するに至つたので、歐洲各國は一九〇ニ年ブラツセルに世界砂糖會議を開催して甜菜糖の奨励を徹廃した。從つてその翌年より再び甘蔗糖の生産は増加し一九〇ニ年六百萬噸の英位のものが一九ニニ年に一千八百万噸に増加し、大戰中一時減退した甜菜糖も最近まで至つて漸次回復し最近に至つては總生産額二千八百万噸内外に達するに至つた。

消費对于て、これを數字的に示すことは正確を得ないものであるが、一九二ニ年一千九百三十六萬噸であったものが、逐年増加し、三千大百萬噸に達したのであるが、最初は自給自足、否むしろ生産不足であつたものが、最

近に至つては生産過剰の悲境に到達するに至つたのである。即ち八月末の持越糖は年々に増加し最近に至つては約一千萬噸に達するに至つたのである。

これは各國の食料品の需給自足策に依つて外糖の輸入を防遏する爲め英米兩國を始め東洋諸國に於ても関税の引上げが行はれたので從来より輸出國たる爪哇、スマラ等は大打撃を蒙ることになつた。

そこで是等の生産過剰を制御する爲めに一九三一年ナヤドボーンロの提唱に従ひ砂糖の世界協定が成立するに至つたのである。右協定は最初は爪哇、スマラ、独立、波蘭、チエツコ、入口バキヤ、匈牙利、白耳義の七ヶ國であつたが、その後、秘魯、エーゴスラビヤ、フニ國が加入し合計九ヶ國となつた。而してこの協定は翌年より効果を生じ大体世界の糖界に均衡を見るに至つた。

世界需給表（粗糖計算、單位千英噸）

	產 糖 高	消 費 高	持 越 月 高
一九二二年	一八、七四二	一九、三六一	四、四大二
一九二三年	二〇、六六二	二〇、八五五	五、二六九
一九二四年	二四、五六六	二二、六八〇	七、一五五
一九二五年	二四、九五八	二四、三一三	七、八〇〇
一九二六年	二四、五六七	二四、七二五	七、六四二
一九二七年	二六、六一六	二八、〇五七	九、二五〇
一九二八年	二七、六九〇	二八、七六八	一〇、五六六
一九二九年	二六、三七四	二六、九六七	一一、一〇八
一九三〇年	二六、七一五	二七、二二六	一二、〇五三
一九三一年	二六、四〇六	二八、七六八	一九、二三二
一九三二年	二六、七一五	二八、七六八	一九、二一三
一九三三年	二六、七一五	二八、七六八	一九、二一三

世界の糖業現状は大要前述の如くであるが、就中その輸出國として最も有力なものは政馬と爪哇である。政馬は最も盛なる當時は五百萬噸を輸出し、爪哇の三萬噸は当底その及ぶところではないが、我國に對して地理的な關係から政馬糖より遙かに關係が多く、既に我國の糖業が輸出にまで飛展して来た今日に於ても年々十萬噸以上もの輸入してゐる現状である。

爪哇の砂糖は紀元前英領印度ベンゴール地方から傳つたものだと言はれてゐるが、和蘭人の手に依つて近代的製造が行はれりに至つたのは一六、七年紀の頃である。而してその後大規模經營と適切なる氣候とに恵まれて遂に增加し現に砂糖製造工場は約八十を算し内八割は從来「爪哇生産トラスト」を組織し、これを通じて砂糖の販賣を行つてゐた。而しながらこのトラストは一九三二年未解消し新たに爪哇に於ける銀糖業者、政府委員及銀

行業者を加へた蘭領印度砂糖販賣組合 (Nederlandse Vereeniging van den ajet van Suiker : NIVAS) が組織され、これに依つて爪哇に生産される砂糖の金融、生産、輸出、國內消費、在荷等の總べてに涉つて一切の権限を有してゐる。

和蘭資本と自然の條件に依つて爪哇糖の生産及び輸出は一九三〇年頃迄は迎増して来たのであるが、その間政馬糖が歐洲に進出して爪哇糖の市場を侵蝕するに至り、また歐洲大陸に於ける甜菜糖の發達は爪哇糖市場の狹隘化に益々拍車を掛けに至つた。從つて爪哇糖は余儀なく東洋市場の開拓に乘出し、これが確保に努めねばならなかつたのであるが、一九三〇年頃に至つては爪哇糖の大市場たるこゝ東洋の日本印度に於ける糖業が漸次發達し、かかるに印度及支那は砂糖に對して高率なる輸入税を賦課するに至り更に世界恐慌に依つて年に四%の消費の自然増加は却つて減退し来た。これにも拘らず世界各國大資本に依り必然的に砂糖の増産を競つた結果

果、世界砂糖業全般、特に爪哇糖は全く蹉跌を来し、一九二九年は七一萬二千噸内外の年末帶貨は益々増加して一九三〇年には百六十三萬噸、三十一年には二百五十萬噸を算するに至り、これが前後措置として何かの對策を必要とするに至つた、そこで前述の如く一九三一年末にチヤードボン協定を結び世界糖業全般、特に爪哇糖の生産を制限し、増産計画の休戦を企圖したのである。而してこの一九三一年を中心とする爪哇糖の現状を見れば

植付年度	植付面積 (ヘクタール)	収穫年度	生産 (米噸)	輸出 (米噸)	国内消費 (米噸)	年末帶貨 (米噸)
一九二九—三〇	一九八・六七一	一九三〇—三一	二〇・九・五八七	一九三一—三二	一九三〇—三二	二九六・九三六九
一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三一—三二	一七一・六三〇	一九三二—三三	一九三一—三二	二一・一・六五四
一九三一—三二	一九三一—三二	一九三二—三三	八四・〇二二	一九三三—三四	一九三二—三二	二八四・二六四二
一九三二—三三	一九三二—三三	一九三三—三四	一九三三—三四	一九三三—三四	一五四・一・四	三八三・三三六
一九三三—三四	一九三三—三四	一九三三—三四	三四・九七八	一九三三—三四	一、三三・一・五二九	一、五三二・六八三
一九三三—四五	一九三三—四五	一九三三—四五	二五・〇〇〇	一九三三—四五	一、七四・〇〇〇	七一・三六一五
一九三四—三五	一九三四—三五	一九三四—三五	四〇・〇・〇	一、二〇・八・〇〇〇	四〇・〇・〇	一、六三一・六一二
一九三四—三六	一九三四—三六	一九三四—三六	一、二〇・八・〇〇〇	三八・八・〇〇〇	一、二三五・〇〇〇	七一・三六一五
一九三四—三七	一九三四—三七	一九三四—三七	一、二〇・八・〇〇〇	一、二八・五・〇〇〇	一、二八・五・〇〇〇	一、二三五・〇〇〇
一九三四—三八	一九三四—三八	一九三四—三八	一、二五・〇・〇〇〇	一、二五・〇・〇〇〇	一、二五・〇・〇〇〇	一、二三五・〇〇〇

右表に依れば一九三一年拾七萬一千六百三十ヘクタールの植付面積は一九三二年には其半たる八萬四千ヘクタール内外に更に三年にはその半たる三萬四千ヘクタールに減少してゐる。これに従つて生産も一九三一年を境として累年五〇%の減少であるが生産と輸出との間に大きな懸隔があり、蘭印島内消費三十萬噸としてもこの差額がストックとなつて来たのである。一九三四年より五年に至る年末帶貨は十萬五千噸となつて三年に比すれば二〇分の一に減退することになつてゐるが、この帶貨の處分すら仲々簡単に行かず、日本に対する砂糖輸入を強制することも此処に存するのである。

即ちムート詠報するところに依れば一九三五年度収穫に対する爪哇糖所要植付面積は政府と民間代表者との間に最後的決戻を見たのであるが一九三六年未残糖は左の如く八十五萬噸と推算されてゐる。(単位噸)

一九三四年度產糖

合計

一九三六年未止輸出及島內消費二、六〇、〇〇、〇〇、〇〇

こゝで爪哇糖の國輸出額を見れば又エスエス以西は總額に於て一九二八年は百四十二萬三千噸内外のものが三〇年に至つて約五割に減じ三三一年に至つては僅かその十分の一たる十三萬噸を維持してゐるに過ぎない
のである。印度に於ては一九三一年頃迄は年々百萬噸を維持せりにも拘らず三一—三二年には半減し三三—三四年の間にほこれまた激減してその半
たる二四萬六千噸を輸出するに過ぎない。支那に於ても同様一九二九年—三
一年を轉期とし、日本に於ては一九二七年頃を境として果然激減してゐる

ジヤヴア砂糖國別輸出高
(單位：数量—噸、金額—千盾)

従つて工場数も年々減少、最近に至つては實に八割以上の縮少を見せ、現存の大部の工場は休業を余儀なくなされ缺損するものが多い。

年 度 工場数 産 糖 額(噸)

一九三一	一三二	一六五	二、六一〇、七八二
一九三二	一三三	九九	一、四〇一、三二七
一九三三	一四五	四二	四八〇、〇〇〇
一九三四	一三五	四二	五五〇、〇〇〇
一九三五	一三四	四二	四八〇、〇〇〇

而して右の如く輸出の減退を来たせる原因は多々あるがその主なるものは印度に於ける糖業の発達である。印度に於ては從来年々三百萬噸の産糖があつたのであるが、それは主として粗製品であつて土民に消費されるだけであつたので精白糖を毎年八九十萬噸を輸入し、それを大部分爪哇糖に仰いでゐた。而も爪哇の耕地白糖は骨炭爐過の精糖を嫌ふ印度人の宗教的心理を粗い爪哇糖の發展を助けた。ところが印度は一九三一年砂糖輸入税

を引上げ白双七留、西安と更に同年七月よりこれに五%の付課税を課し合計九留一安の輸入税を課し、一九三八年迄繼續して國內糖業を保護助成することとなつた爲めに印度の糖業は近代的設備を有する新工場の増設を見、急激に躍進するに至つた。

年 度 (単位 噸)
新式作業
工場数 白双生産高 輸入餘力推定

一九三一	一三二	四二	一五一、六五〇
一九三二	一三三	七五	二二八、一ニ〇
一九三三	一三四	一二	五八六、〇〇〇
一九三四	一四五	?	六四六、〇〇〇

本ほこの他甜菜糖は一九三〇年頃迄は歐洲大陸に於て発展し世界の糖界に大打撃を喫へたのであるがその後アムステルダム協定に依つて生産が緩和され最近に至つては餘程減少した。然るに甘蔗糖生産の不能なる魯西亞

に於ては年百萬噸の甜菜糖が生産されてゐるから、全然これが爪哇糖輸入減の原因にならないとも言へない。参考迄に一九二六年未の甜菜糖生産額を示せば左の如くである。

一九二六年度

生産額(單位噸)

大、八七一、八九二

一九二七年度

大、四九八、九六〇

一九二八年度

八、四九八、九六〇

一九二九年度

八、三〇三、五五八

一九三〇年度

一〇、三〇三、八八三

一九三一年度

七、四九四、四五二

一九三二年度

大、五三九、〇〇〇

一九三三年度

五、九三二、〇〇〇

四

我國の爪哇糖輸入は明治初年に於ては極少のものであったが、逐年増加して大正元年には二百萬擔となり、同十三年に至つては五百萬擔に達してゐる。然るにその後、台灣の糖業発達し、内地の需要が最近では千四五百擔に増加したにも拘らず、四、五年前よりは自給自足を捉えに至つたのみか年々二、三百萬擔を支那及閩東洲に輸出する現状にある。

日本に砂糖が知られたのは遠く奈良朝時代、孝謙天皇の天平勝寶年間に、唐の揚州の僧鑑真が黒糖を招来したに始る。当時はたゞ薬用として使用せられたに過ぎず、これが發展したのは海外貿易が盛大になつてからのことである。即ち初めて砂糖を傳へたのは奄美大島の漁民が慶長年間、支那海岸に漂着しこれを習得し、甘藷を携へて歸國したを嚆矢とする。次いで元和元年、琉球人が支那閩州に渡つて製糖技術を習得し、広く琉球諸島に傳播せしめた。種苗の内地に輸入されたのは徳川家光の時代と言はれ、吉

宗は砂糖の自給自足策を樹て栽培に意を用いた。その後徳川幕府の奨励と民間志士の着眼により、本邦の甘蔗業は氣候に適せる各藩に於て成功し明治初年^ク内地産糖は沖縄を含めて七十萬擔にも達して有史以来の繁栄を示した。然るに程なく外國貿易の發展は良實安價なる爪哇糖、台灣糖の輸入を挿し内地の糖業は次第に衰微した。

台湾の糖業は十六世紀中、支那民族の移住せしに端を発する。西歴千六百二十四年和蘭人が本島に来航した時砂糖は台湾の重要輸出品となつてゐたと言はれる。その後和蘭の占領するに至り製糖業を奨励したので千五、六百年代には蔗園増加して稻田の三分の一を占め、當時日本に輸出したものだりでも、年々七八十萬擔に達したと言ふ、其後世界糖界の変遷に伴ひ、漸減し我國の領有當時には僅かに七十萬擔を香港、支那、日本に輸出するに過ぎなかつた。而しながらその製糖方法は極めて幼稚であつたため、今日の台湾糖業の基をなしたのは領台後のことである。而してその発達の第

一の理由は我國政府の保護政策に依つて植付面積が著増し、甘蔗品種の改善、植付時期の変化等、農事上の改善行はれ、それと共に製糖設備の増大技術の向上等によるものである。こゝに最近の台湾糖植付面積を見れば、

年
度
植新
付式
面工
積場
(甲)
總產
計作
(甲)面積

明治四十二年
三、九、三三
六、三、四一

三
十

卷之三

元年
—

一一三

二
一
四

四

五
一
六

九七、七大九一、六九七

の如くであつて漸次新式工場の植付面積が増加し最近では殆んど總面積の大半を占むるに至つた。

而しながらこの積極的増産計画の結果は世界糖業の趨勢と共に昭和七年度に於ては五百萬擔の過剰を昭和八年度に於ては八百萬擔と言ふ莫大なる過剰するに至つたので、糖業聯合會では八、九年度に於て恩切つた減産を行ふに至つたのであるか、この減産協定が解消すれば、植付面積も増大し再び過剰糖の憂目を見るに至るのである。今試に最近我國の需給状況を見れば

年 度

生産高(摺)

消費高(摺)

大正十四年	九、六一、八、〇七二	一、二、四七二、五二八
十五年	一〇、一一七、八一五	一、三、五四一、六五〇
昭和ニ年	八、六七、六、四九二	一、三、〇一五、一六三
三〇	一一、七九四、五九四	一、四、一九〇、二二四

四〇 一、五、二九四、〇一〇 一、四、八二三、大二〇
五〇 一、五、五一四、七七一 一、四、三一四、大五五
六〇 一、五、五八六、三二九 一、四、三六六、三一八
七〇 一、九、三、大八、八三七 一、五、〇四四、二八〇
八〇 一、三、四、一五、八四四 一、五、〇四四、二〇〇(予想)
九〇 一、三、三三〇、〇〇〇(予想) 一、五、〇四〇、〇〇〇(予想)
十〇 一、八、〇、〇、〇〇〇(予想) 一、五、〇四〇、〇〇〇(予想)
十一 一、九、八五〇 嘴
過去数年間の爪哇糖輸入を見れば
であつてこれに從へば九十年代に於ては五〇%の過剰を示すことになる。

一九二九年 一一、九八五 嘴
一九三〇年 一二、二、三〇三
一九三一年 一四七、七八三

三三年及三四年は台湾糖の減産が行はれた爲めに、一三萬噸内外の輸入が行はれることになるのであるが一九三五年以降に於ては左の如き計算に從つて全く輸入の必要はないのである。

一九三四年四月一日在荷

六〇、四、〇、四〇
擔

一九三四年台湾新式產糖

一〇、五〇、〇、〇〇
六七、〇、〇、〇

一九三四年南洋新式產糖

一一、七、七、四、〇、〇〇
一五、〇、〇、〇、〇

合計

一一、七、七、四、〇、〇〇
一五、〇、〇、〇、〇

末期台灣產糖豫想

八五、〇、〇、〇〇
一五、八、五、〇、〇〇

二ヶ年供給合計

一七、大、三、四、〇、〇〇
一七、大、三、四、〇、〇〇

内地消費量

一五、八、五、〇、〇〇
一五、八、五、〇、〇〇

一ヶ月平均推定

一、一〇、〇、〇、〇〇

昭和九年一十年十二月迄

一、一〇、〇、〇、〇〇

十年十二月末剩豫想

一、一〇、〇、〇、〇〇

であつて充分日本糖業のみに於ても輸出能力を有することになつてゐる。而して過去に於ける輸出額を見ると

昭和元年

三、一、八、六、七、二、三
擔

二年

三、一、八、六、七、二、三
擔

三年

四、四、五、〇、九、〇、九
擔

四年

三、七、六、九、五、七、六
担

五年

四、一、〇、一、四、一、一
擔

六年

三、三、三、六、〇、一、三
擔

七年

二、五、九、八、二、〇、七
擔

八年

二、七、一、六、五、五、〇、四
擔

であつて内地精糖輸出高を國別に見れば

(單位擔)

國別

八年

七年

六年

年

中華民國

九〇一、五ニ五

一九八四、五八九

三七、八一〇

閔東州

一、一、五九四一

七九九、八四〇

瀋州

九六七、〇三

五四、七九〇

遼西亞

八六三、一一

一、五、五五二

香港

七六八、三六

三七、三九五

英領印度

四、五一八

三八、三

其地

七二九

五六七、〇四

支那及閔東州に対する輸出は多少増加してゐるが、支那は上海事
業以来、その高率關稅を以て特に白本品を壓迫し、閔東州に對して地理的
條件を適して朝鮮糖が輸出され、また最近瀋州國に於ても製糖事業の計画
があるため果して今後發展を持續することは困難であると豫想されてゐる。

然るに政府は日蘭會商に際して爪哇糖の輸入増量を計り年に二十五萬噸
を輸入してこれを以て支那、閔東州の輸出に當てやうとして民間糖業者に
これを懲懲してゐる。民間側は我國糖界の實情からしてこれを不可能であ
るとしてゐるが、商工、外務兩省の原案では大体ニ十五萬噸内外を輸入し、
その一部を輸出に當て一部は國內消費に當て、台灣糖の質の悪いものもア
ルコールに製造の原料として代用燃料として生産してゐる。而しながら一方
台灣に於ける米の作付段別々減少は甘藷の代作以外にないで、拓務省の
研究によれば爪哇糖の輸入は困難だと言はれてゐる。

而し若し爪哇糖を輸入して一部を支那へ輸出するにしてもこれは結局に
於て爪哇糖の輸出市場を侵奪することになるので、輸出を條件とする爪哇
糖の輸入は蘭印側の喜びべきことでもない、また假令これが許されたとし
て生産費の点に於て日本糖は未だ爪哇糖に比し遙かに高い。それにもかか
はダンピングを行つてゐる關係上、假令我國に爲替安の得點があるにして

も果して爪哇糖の輸出を角遂し得るや否や疑問である。今两者の生産費の相違を年別に見れば左の如くである。

年 度	和百斤當円 爪哇糖生產費	和百斤當円 臺灣糖生產費	差 額
大正八年—九年	一三、〇七	二〇、七七	八、七〇
九年—一〇年	八、四四	一七、〇〇	八、五六
一〇年—一一年	七、七六	一三、九九	五、二三
一一年—一二年	六、七七	一六、五四	四、七七
一二年—一三年	七、八一	一〇、五二	二、七一
一三年—一四年	七、二二	一〇、三九	三、一七
一四年—一五年	五、四〇	一〇、七一	五、三一
昭和一年—一二年	六、二〇	一三、〇五	五、八五
二年—一三年	四、二〇	九、八七	五、六七
三年—一四年	三、九二	九、三六	五、三四

こゝに於て政府は関税を引下げても爪哇糖の輸入を計ると言ふも、目下糖業は最も強固なカルテルを組織してゐるので、各社の協定に依つて輸入は仲々至難である。

即ち糖業者は明治四十三年十月、台灣糖業聯合會を組織し、今日迄毎年國內各社の產糖合計を予定し、之を一定の比率に依つて各社に割當てその不足数量は前年度繰越額を以て補充し、又超過したものは次年度に繰越し、若しくは輸出することとなつてゐる。これが所謂產糖協定である。

糖業聯合會は精糖、粗糖双方の事業者を包含してゐるが、別に精糖のみに就いては昭和三年末糖業聯合會加盟者中、精糖製造を爲す大社即ち台灣、明治、大日本、塩水港、新高及北海道の大社の協定に依り、砂糖供給組合と稱する統制團體が組織せられ、糖價激落の際生じた乱賣を防止し統制を確立した。その後昭和四年、中央製糖も創立と同時に本組合に加盟し、加盟せざるものは昭和五年設立の東京精糖一社あるだけである。こ

れを生産能力から言へば加盟者は約九十七%を占めてゐる。

(単位 円)

糖業社名 資本金 勉込資本金

台灣製糖株式會社

六三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

明治製糖株式會社

四八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

大日本製糖株式會社

五一、四一六、大〇

塩水港製糖株式會社

二九、ニ五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

新高製糖株式會社

二八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

北海道製糖株式會社

一七、四三七、五〇〇

中央製糖株式會社

二五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

東京製糖株式會社

四、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

砂糖供給組合の協定事項の概要を記すと左の通りである。

一、原料に関する協定

本邦に供給する精製糖、耕地白糖の原料に外國糖を使用せざることと

し、糖業聯合會加盟會社の所産原糖を一定の比率にて醸出賣買して、組合員たる各社の精糖原料に充つこととした。

二、生産制限に関する協定

精製糖、耕地白糖の毎年の製造高總数を定め、之を一定の比率にて各社に割当てるとした。

三、分割製造販賣に関する協定

月々の需要高を豫測し、其需要高に応じて毎ヶ月又は毎数ヶ月の製造高及販賣高を定め、之を所定の比率に依り各社に割當てる。

四、品質統一に関する協定

糖精の品質を統一して一度の等級に分り各等級間の値隔を定め、耕地白糖の各社製品間の格差を定める。

五、製品の包装、斤量に関する協定

六、販賣條件に関する協定

製品販賣に付現金製、限月制に依ることとし、又受渡場所を限定して、それよりの運賃を買入負担とし特定運賃表により一覧する。

而して昭和七年十一月には精糖製造業は重要産業に指定せられ重要な業統制法に依つて政府の監督を受け得る。

五

之を要するに日蘭會商の解決策として爪哇糖の輸入増加を以てするならばこれは明らかに失敗である。日印會商に際して日本に全然生産し得ない印度綿を輸入することに依つて印度の必需品たゞ綿布を輸出し、その間にベーター制を設けたのであるから、貿易の原則から言つて假令成功でないにしても失敗ではなかつた。それに依つて少くも日本の綿業は市場を維持することが出来た。而しながら爪哇糖の場合に於ては全く逆である。日本にては既に砂糖は自給自足の域に達し、昭和九十年に於ては、大量を輸出し

なければならぬ過剰生産の域に達してゐる。それにも拘らず爪哇糖を輸入しなければならぬ事は日本の國民經濟の大局から見て断じて適切ではないと言へる、従つて日蘭會商の解決策としては砂糖は第二義的である。要するに三千萬円程度の輸入を増加すればよいのであるからして、我國に資源なり、錫或は石油等を輸入してこれに當てるべきである。假令砂糖を輸入するにしても我國の糖業を困惑せしめて迄も輸入する必要なく、輸出糖として不足なだけを輸入すれば足りる。従つて糖界の現状よりすれば僅かに十萬噸程度のものであつて、四百萬担以上の爪哇糖在荷を全部処理する程の量を輸入する必要はない。今糖業聯合會が政府に提出した聲明書を全文を掲げて参考とする。

一、我日本と爪哇の貿易關係如何を見るに僅々数年前迄我邦は年々オ々輸入超過を繼續し來りしか、昭和四年以後漸やく輸出超過に轉ずるに至り、

其輸出超過の金額も亦左記の如し。

昭和四年度 一七八〇、〇〇〇餘円

昭和五年度 一七三七、〇〇〇円

昭和七年に入り、茲に始めて我邦輸出の總金額一億円に達し、それと同時に爪哇よりの輸入四千萬円を減退の結果、約大千萬円の輸出超過となり引續き昭和八年度も亦左記の如くなれり。

輸出 一五七、四〇〇、〇〇〇円餘

輸入 五五、七〇〇、〇〇〇円餘

差引輸出超過 一〇一、七〇〇、〇〇〇円餘

茲に於てか和蘭本國は斯る急激發展の状勢に刺戟せられ、数年前の輸出超過時代を考慮するに暇ありず、最近一二年の現状に膠着して俄然バータア、システムを主張し、特に我に対する二十五萬噸の砂糖購入を強調

するが如くに傳承せり、我邦糖業の現状に鑑みて、我等糖業者の頗る遺憾とする所なり。

ニ元末我邦は東洋に於ける爪哇糖権指揮顧慮にして年額五百萬担乃至七百萬担の爪哇糖を購入し來り、現に昭和元年の如きは、台灣、朝鮮を除き内地のみにても

砂糖 六二六〇、〇〇〇餘担

金額 七〇、〇〇〇、〇〇〇円

を輸入せりの状態なりしを以て、我官民は協力一致國産糖の増産に努めし結果對支貿易激減の影響も之れに加はり、昭和七年度に於ける爪哇ヨリの輸入は内地朝鮮併せて、六十八萬担に減せしも、昨昭和八年度は台灣糖の減產に加ふるに對支排日幾和の結果、内地朝鮮包含、再び二、三百十八萬担余の爪哇糖輸入を見たる實狀は、早に砂糖より見たる日本爪哇問に於ける看年輸入の概況なり。

三、斯くの如く我邦は由來爪哇糖の大顧客にして爪哇は我糖業の先進國たる關係上、我等糖業者之微力を致して、先進同業者の窮境打開に貢献し併せて爪哇に於ける我同胞商社の擁護に資するを得ば、进而で全力を傾到するに吝かならざる可く、爪哇糖購入問題の世評に上りし以来、我等同業者は連日慎重の研究協議を重ねたるも、左記の結論以外に出ずる能はざるは、我國糖業現實の状勢を如何ともする能はざるに據るなり。

四、最近我外務省到着の報告ト悉するも上海に於ける砂糖市況は支那の肉税引上げと支那内地産糖獎勵の結果として、本年の砂糖輸入數量は昨年に比し三割減、一府年に比して六割五分の激減を示し居れりとあるが如く、昨年于ける我國內地の対支砂糖の輸出額を見るも僅々九十萬担にして、此以外滿洲と肉東州を併置するも年額百四十萬担に過ぎず、加ふるに期年度の我増産の結果昭和十年度未に於て國內需要を充足し、猶残存する過剰在積糖は實に左記の如き巨額に達する豫想なり。

昭和十年末殘存旧糖	四、七三九、〇五ニ担
昭和十年末在荷新糖約	二、〇〇八、〇〇〇担
計	六、七三九、〇五ニ担

五、我糖業の實狀前記の如く有るを以て我國の爪哇糖所要量は本年度を通じて約十萬噸、此内既に六月頃迄の手膚府の數量を控除し、今後本年十二月迄の所要量は約五六萬噸の見込ト過ぎず、明年以後に於ける外國糖の輸入は天候、市場等四圍の環境の異常の變化なき限り、殆んど之れを要せざるなり。

六、我邦甘藷製糖事業は概して其性質上、甘藷栽培の初めより砂糖製造に至る迄、約二年半を要し、今年販賣の砂糖、今年の栽培甘藷は明年末乃至明後年圧搾製糖して是れを其年に販賣するが如き性質のもづなれば前記昭和十年度末の予想滞貨の如きは、今年現に園に蓄積し居る未成品の砂糖にして天候不測の異変なき限り、人力を以て是れが増減を許さ

ざるの状態に在るのみならず、是等の叢園に依食し、我糖業の盛衰に依存して死活問題となせる叢農は、台灣、沖縄、北海道を併算して、實に二十萬戸に上り南洋移民の數一萬六千有余名なれば、我産糖の増減と之が叢作の伸縮は實に容易ならざる大問題なり。

七、今迄數年前世界的糖界の危機に逢着するや、我國糖業も亦此危機に直面し、数百万担の過剰堆積糖を抱擁して、苦境に瀕せしが、幸にも我當局貿明の後援指導其宜しきを得たる我等糖業者の極力犠牲を忍んで或は間接の生産制限を爲し、或は輸出を強行し是が爲めに昨年より本年にかけ、漸く此危機を脱し得たるもの明年更らに巨額の過剰堆積糖を目睫の間に認むるに至り、如何にして此再度の難局を打開も得んかと焦慮対策に癡心せるの際突如として爪哇糖購入の問題に接す、真に不幸不可の時期と謂ふ可きなり。

八、先進の糖業國として、世界貿易の大市場を有する爪哇にて、其荷捌きに困難を感じずの滞貨糖を、巨額の堆積糖を予想せらる。我國に轉嫁せし

めんとするが如きは、殆んど不可能事と謂ふ可く、運いてこれを爲さんとすれば、外糖を救済せんが爲めに、我國産糖を死藏堆積して、我糖界の發展を萎靡せしめ、極力培養の糖業の根底を攪乱し、全國二十萬戸の叢農の生存を脅威し、世界の趨勢に順應せる糖業政策九條の功を一簣に欠くものにして、是れ独り我糖業者の利害休戚に繋るのみならず、國家百年の長計の爲めに真に干秋の恨事たるべく我等糖業者は如何に我同胞商權の擔護に協力し、如何に先進同業者の窮状打開に寄與せんとするも、到底爲し能はざるは遺憾に堪へざる所なり。

群馬県立図書館



0706382-9